

伊那中央行政組合情報公開条例

平成15年4月1日  
条例第2号

改正 平成28年3月31日 条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 公文書の開示（第3条－第14条）
- 第3章 審査請求（第14条の2－第15条の3）
- 第4章 情報公開等審査会（第16条－第20条）
- 第5章 補則（第21条－第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、組合の保有する公文書の開示を請求する権利を保障することにより、住民の組合行政への信頼と理解を深めるとともに、住民の組合行政参加を促進し、もって公正で開かれた組合行政の運営に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合長、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルムその他組合長が規則で定めるものであって、決裁又は回覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が保管又は保存をしているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの
  - イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究のための資料として特別に保存しているもの
- (3) 開示 閲覧に供し、又は写しを交付すること及び当該閲覧に供し、又は交付したものの内容について、必要に応じ説明することをいう。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第4条 公文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、請求に係る公文書の件名その他の組合長が規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならない。

（実施機関の開示義務）

- 第5条 実施機関は、公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが、当該開示請求の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りで

ない。

(開示しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合又は第8条の規定に該当する場合は、当該公文書を開示しないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- (3) 実施機関からの依頼又は要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供された情報であつて、通例として公にされていないものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報
- (5) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、開示することができない、又は開示することが当該法令等の趣旨に合致しない情報
- (6) 監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他実施機関の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (8) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力又は依頼若しくは照会に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの
- (9) 実施機関に設置された委員会、附属機関その他の合議制の機関における審議又は検

討に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は有用な結論への到達が不当に損なわれるおそれがあるもの

(不開示情報の開示の特例)

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(不開示情報が記録された公文書の存否に関する取扱い)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる。

(開示請求に対する措置)

第9条 開示請求に係る公文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知するものとする。

2 開示請求に係る公文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示しない理由を通知するものとする。

3 前条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。

(開示等の決定の期限)

第10条 前条に規定する決定（以下「開示等の決定」という。）は、開示請求があった後15日以内にするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の事情その他の理由により同項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、15日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等の決定ができない理由及び延長する期間を通知するものとする。

(大量な公文書の開示請求に係る開示等の決定の期限の特例)

第11条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、そのすべてについて開示等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、実施機関は、開示請求に係る公文書の一部について、前条第1項の期間内に開示等の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合において、同項の期間内に、同条第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第12条 開示請求に係る公文書に実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ただし書、同条第2号ただし書又は第7条の規定によりこれを開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えるものとする。

3 前2項に定める手続がとられた場合において、当該公文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。

(費用の負担)

第13条 公文書の開示に要した費用は、開示請求者がその実費を負担しなければならない。

(開示の手続及び方法)

第14条 公文書の開示の手続及び方法は、組合長が規則で定める。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続の適用除外)

第14条の2 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第15条 開示等の決定又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号に掲げるときを除き、伊那中央行政組合情報公開等審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき(当該公文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

(諮問をした旨の通知)

第15条の2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第15条の3 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 情報公開等審査会

(設置等)

第16条 第15条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、伊那中央行政組合情報公開等審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、委員5人で組織する。
- 3 委員は、情報公開について識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第17条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第18条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が審査請求人である場合は、当該委員は、当該審査請求の審査に係る会議に出席

し、又は当該審査請求の審査にあたることができない。

5 審査請求の審査に係る会議は、非公開とする。

(調査権限)

第19条 審査会は、必要と認めるときは、諮問実施機関に対し、開示請求に係る公文書の提出を求め、事件の審査にあたる委員をして、審査請求人に閲覧させずにその内容を見聞させることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第19条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第19条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第19条の4 審査会は、第19条第2項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(その他の関係事項)

第20条 第17条から前条までに規定するもののほか、審査会の審査について必要な事項は、組合長が規則で定める。

第5章 補則

(公文書の管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な管理体制及び検索体制の確立に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第22条 組合長は、規則で定めるところにより、年1回、公文書開示の実施状況を公表するものとする。

(情報公開の推進)

第23条 実施機関は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、住民に対する情報公開の推進に努めるものとする。

(他の制度との調整)

第24条 この条例は、法令等の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、平成10年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、その保存期間が永年と定められている公文書について適用する。

3 前項の規定は、同項に規定する公文書以外の公文書の開示を妨げるものではない。

附 則 (平成28年3月31日 条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊那中央行政組合情報公開条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた伊那中央行政組合情報公開条例第10条第1項に規定する開示等の決定(以下「開示等の決定」という。)又は同条例第5条に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)に係る不作為に対する審査請求について適用し、施行日前にされた開示等の決定又は開示請求に係る不作為に対する不服申立てについては、なお従前の例による